

BOOK

第二次
塩竈市子ども読書活動推進計画

2016.4 - 2021.3

第二次塩竈市子ども読書活動推進計画 目次

Reading promotion plan of the child



第1章 「第二次子ども読書推進計画」策定の背景

- 1. 子どもの読書を推進する意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 子どもの読書環境の現状
 - (1) 子どもの読書を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 国の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 宮城県の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (4) 塩竈市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 第一次計画からの課題

- 1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 数値目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 第二次計画の基本的な取組

- 1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2. 基本的方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4. 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 推進のための具体的な取組

- 1. 家庭における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 学校における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3. 市民図書館等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4. 地域等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第5章 効果的な推進のために

- 1. 連携と協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2. 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第6章 重点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

参 考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第104号)

資料編

- I 学校図書館の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- II 市民図書館などの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- III 子ども読書推進に関わる団体・個人・・・・・・・・・・・・ 35
- IV 塩竈市の子ども読書についてのアンケート結果・・・・・・・・ 36



第1章 「第二次読書推進計画」策定の背景

1. 子どもの読書を推進する意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

特に、成長の過程にある子どもたちにとっては、多くのよい本に出会うことは大切なことです。物語は空想の世界を旅する楽しさだけでなく、物語の人と語り、共に生きることで、現実ではない世界を疑似体験することができます。喜び悲しみを共感し、愛、友情、優しさ、勇気、正義、悪、ユーモアなど、様々なことに気づき、学ぶことができます。人を洞察する力や自分を見つめる力も持ち得ることでしょう。それは、人と関わり、人と繋がって社会に参加・参画していくための大切な力であり、人生への大きな励ましになります。また、知識や情報を得ることで、企画立案能力や問題解決能力を身に付けることもできます。価値観が多様化している現代において、的確な判断と自己責任をもって社会を生き抜いていくために、必ず役に立つことでしょう。

くらしの中に読書という楽しみを持つことや、読書によって培われる内面的な豊かさと賢明さは、人生を充実させるための大切な要素です。そして、それは社会を成熟させていくことにもつながります。読書を推進することで、一人ひとりの心を豊かにし、まちを豊かに活性させることができます。現在を力強く生き抜いている子どもたち、そして、未来を担う子どもたちの読書の推進については、社会全体の課題として捉え、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組に努めることが肝心です。

○東日本大震災後の読書活動の影響

平成23年3月に発生した東日本大震災は、塩竈に大きな被害をもたらしました。大切な人を失ったり、引っ越しや転校を余儀なくされたり、辛い経験をした子どもたちが多くいます。また、直接的な被害がない場合でも、報道の映像や人から聞いた話などを見聞きしたことで、心に影響を受けている子どもたちも大勢いました。

その子どもたちの心に、元気と勇気を与えてくれたのが、「本の力」でした。震災後、日本全国はもとより、世界の各地からたくさんの支援をいただきました。えほんや児童書など、子どもたちへの本の支援も多数いただき、個人や公共図書館・学校図書館へ寄贈されました。それらの温かい思いがこもった本を大切に活かして、塩竈の子どもたちが十分に本と出合い、存分に楽しめる環境を、子どもをとりまくみんなで力を合わせて作っていきたいと思います。

2. 子どもの読書環境の現状

(1) 子どもの読書を取り巻く状況

今日、テレビ・DVD・インターネット・携帯電話などの様々な情報メディアの著しい発達・普及により、子どもの生活スタイルも大きく変化しました。情報化社会が進み、メールやブログ、そして、コミュニティ型Webサイト（SNS）、ケータイ小説など新しい情報媒体が広がっています。それに伴う事件・事故や、携帯電話への依存、インターネット中毒など、心身の発達段階にある子どもに与える影響も深刻化されています。さらに、追い打ちをかけ幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

子どもの読書状況を見ると、1ヶ月で読んだ本の冊数は小学生が10.5冊、中学生が4.2冊と読書量は増加傾向にあり、不読率は小学生が5.3%と減少し、中学生は16.9%と増加傾向にあります(第58回学校読書調査:平成24年5月現在。毎日新聞社、社団法人全国学校図書協議会より)。また、全国一斉の読書活動を行う学校が増加、始業前の読書、読み聞かせやブックトークを行う学校も増加しています。(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」より)。

読書習慣によって育つと言われている読解力について、これまで日本の子どもたちの読解力は低下傾向にありましたが、OECD生徒の学習到達度調査(2012年結果より)から、上海、シンガポール次ぐ位置にあり、世界と比較しても非常に高いレベルにあることがわかりました。最近では、電子書籍(ケータイ小説・オンライン小説)が普及し、利用状況が高くなってきています。その反面、学年が上がるにつれて不読率の割合が高くなる傾向は依然として続いています。

(2) 国の状況

■読書活動推進に関わる施策

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国・地方公共団体が基本的な計画を策定・公表することにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るといふものです。

平成20年11月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下、第二次計画)」が、第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し定められました。そして、平成25年3月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画(以下、第三次計画)」が策定され、「充実した図書館サービス」、「児童生徒の発達に応じた体系的読書指導」、「学校図書館図書標準の達成」など、具体的取組の整理が行われました。

■読書活動に関係する法律施行

- 「文字・活字文化振興法」…平成17年7月公布・施行
地域における文字・活字文化の振興や学校教育における言語力の涵養、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する目的。
- 「教育基本法」…平成18年12月、約60年ぶりの全面改正
「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」「学校・家庭及び地域住民等との相互の連携」という観点が重要視された。
- 「学校教育法」…平成19年6月改正
「生きる力」の育成、「思考力」・「判断力」・「表現力」等をバランスよく育成、豊かな心や健やかな体を育成することを掲げている。
- 「図書館法」…平成20年6月改正
司書等の資格取得要件の見直しが行われた。平成24年には第118号第7条の2において、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に係る見直しが図られ、施行されている。
- 「第2期教育振興基本計画（以下、第2期計画）」…平成25年6月策定
第1期計画での学校段階等の縦割り施策の整理に対し、第2期計画では、学校間や学校教育と職業生活等との円滑な接続を目的としている。

■児童生徒の読書の状況

全国の小・中・高等学校の児童生徒を対象に、公益社団法人全国学校図書館協議会、毎日新聞社が実施した「第60回読書調査」の結果は以下のとおりです。

- ・平均読書冊数（平成26年5月1か月間に読んだ冊数）

校種	H24	H26	H24 との比較
小学生	10.5 冊	11.4 冊	+0.9 冊
中学生	4.2 冊	3.9 冊	-0.3 冊
高校生	1.6 冊	1.6 冊	±0.0 冊

- ・不読率（平成26年5月1か月間にまったく本を読まなかった割合）

校種	H24	H26	H24 との比較
小学生	5.3%	3.8%	-1.5%
中学生	16.9%	15.0%	-1.9%
高校生	53.2%	48.7%	-4.5%

■公立学校における読書活動の状況（平成24年5月現在）

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果より」

- ・全校一斉読書の実施率
小学校…96.4% 中学校…88.2% 高等学校…40.8%
- ・ボランティア連携との実施率
小学校…81.2% 中学校…27.2% 高等学校…2.9%
- ・公立図書館との連携の実施率
小学校…76.5% 中学校…49.8% 高等学校…46.5%

（3）宮城県の状況

■読書活動推進に関わる施策

宮城県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に基づき、宮城県の子どもの読書活動の推進に関する方策と具体的な取組を示すため、平成16年3月、「みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定した。平成21年4月には、第一次計画期間における成果や課題、社会環境の変化を踏まえて、「第2次みやぎ子ども読書活動推進計画（以下、「第二次計画」という。）を策定しました。第1次計画の内容をより具体的に提示し、読み聞かせボランティア養成講座やブックトーク講座の開催などに取り組んできました。

そして、平成26年3月に、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画（以下、「第三次計画」という。）を策定し、重点施策として子どもの読書活動を推進する①意義の理解促進、②読書環境の整備、③習慣化に向けた活動促進を示しました。今後、5年間でこれらの施策を家庭・地域・学校・公立図書館・行政・民間団体等が、それぞれの役割の中で推進させようとしています。

■読書活動に係る規定など

- 宮城県生涯学習基本構想…平成4年11月
- 第2次宮城県生涯学習振興計画…平成13年3月
- 第3次宮城県生涯学習振興計画（5ヶ年）…平成18年3月
- 宮城県教育基本方針施行…平成22年4月
- 宮城県震災復興計画施行（10ヶ年）…平成23年9月

東日本大震災の復興に向け、今後の10年間の復興の筋道を示すものであり、復旧期（H23～H25）、再生期（H26～H29）、発展期（H30～H32）の計画で、「安全・安心な学校教育の確保」「家庭・地域の教育力の再構築」「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」が提言されている。○宮城県教育振興基本計画策定（10ヶ年）…平成24年3月

○宮城県震災復興計画と結び付け、目指す姿として「人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流するなかで、潤いのある文化を守り育む地域社会の形成」としている。

○宮城県生涯学習重点施策…平成26年

4. 青少年活動支援の充実の(4)に子どもの読書活動の推進が記載されており、「市町村子ども読書活動支援事業」「子どもの読書活動に関する実態調査」「みやぎ子ども読書活動推進に関する意見交換会」を具体的事業とする。

■児童生徒の読書の状況（宮城県教育庁生涯学習課調べより）

宮城県の小・中学校、高等学校の児童生徒を対象に、宮城県教育庁生涯学習課が毎年実施している読書調査結果は以下のとおりです。

・1ヶ月間の平均読書冊数の推移

校種	H21	H22	H23	H24	H25	全国平均値とH25県の比較
小学生	8.1冊	7.6冊	7.6冊	9.5冊	8.3冊	-1.8冊
中学生	3.9冊	2.9冊	3.6冊	4.3冊	3.6冊	-0.5冊
高校生	1.8冊	1.7冊	1.8冊	2.1冊	1.8冊	+0.1冊

・不読率（1ヶ月間まったく本を読まなかった割合）

校種	H21	H22	H23	H24	H25	県H24とH25の比較
小学生	7.9%	9.6%	14.3%	10.4%	11.3%	+0.9%
中学生	20.2%	20.4%	16.9%	14.6%	17.4%	+2.8%
高校生	44.1%	45.8%	47.3%	40.6%	47.2%	+6.6%

■公立学校における読書活動の状況（平成24年5月現在）

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果より」

・全校一斉読書の実施率

小学校…96.0% 中学校…88.5% 高等学校…44.3%

・ボランティア連携との実施率

小学校…62.3% 中学校…5.7% 高等学校…0.0%

・公立図書館との連携の実施率

小学校…71.8% 中学校…34.4% 高等学校…27.8%

■ボランティア団体や個人の活動状況（宮城県教育庁生涯学習課調べ）

宮城県生涯学習課ホームページで、県内の家庭・地域文庫や読み聞かせを行うボランティア（188団体・個人）の活動状況を公開しています。

(4) 塩竈市の状況

■読書活動推進に関わる施策

塩竈市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)、「みやぎ子ども読書活動推進計画」(平成16年3月)が施行されたこと機に、「塩竈市子ども読書活動推進計画」(以下、「第一次計画」という。)を平成24年4月に策定しました。「第一次計画」は、「塩竈のすべての子どもが心豊かで健やかに成長し、自分を自分らしく、より深く生きていくために、子どもが読書を楽しむことができる“より良い環境”を作ること」を目的としました。平成24年度から今日に至るまで、以下、3つの基本的方策を推進しています。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

子どもが自発的に読書をするためには、読書の楽しさを経験することが必要です。子どもが読書の楽しさを知るきっかけや、好きな本に出合える場を数多く作ります。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

子どもが読書を楽しむためには、それぞれの成長段階や、興味にあった本を自由に選ぶことができる必要があります。豊富な資料、利用しやすい施設、十分な設備を用意します。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

子どもの読書の推進のためには、子どもの周辺の大人が、読書を楽しむことの大切さを認識し、協力する必要があります。啓発活動により、理解と関心を高めていきます。

■塩竈市長期総合計画の位置付け

第五次塩竈市長期総合計画(平成23年度～平成32年度)において、子どもの読書活動の推進や支援体制の充実については、第3編<夢と誇りを創るまち>において、「子どもの夢を育むまちづくり」「豊かな心を培うまちづくり」を目指し、学習機会の充実や学習環境の整備を図ります。

■塩竈市生涯学習基本構想の位置付け

生涯学習の基本理念として、「市民の生涯にわたる自由な学習を保障し、一人一人が心豊かで充実した生活が送れるよう、市民本位の生涯学習のまちづくりを進める」こととします。また、生涯学習推進施策として、学習施設の充実を図るとともに、学習施設間や地域との連携により、よりよい学習機会の提供を行います。

■塩竈の子どもの読書状況（資料編についての検証）

I 学校図書館の状況

1. 学校図書館の蔵書数は、小中学校とも国、県の平均値を下回っていますが、平成22年度調査と比較し、小中学校とも蔵書数は大幅に増えています。
2. 文部科学省が平成5年に定めた「学校図書館図書標準」に達している学校は約半分であり、残す学校の蔵書数を増やす課題が見られます。
3. 蔵書のデータベース化は小学校では進み、貸出返却等のサービスにも活用されています。中学校のデータベース化を図る必要があります。
4. 学校図書館法において、12学級以上の学校に配置が義務付けられている司書教諭については、該当校には全て配置されています。
5. 学校図書館資料の発注、台帳記入、分類、装備、貸出、返却等の事務にあたる学校図書館担当事務職員については、小学校85.7%、中学校80.0%と配置率は高まっています。
6. 読書活動の実施状況は、全ての小中学校において「朝読書」を取入れています。小学校は週に1回から4回、中学校は毎日実施しています。
7. 小学校では、保護者や地域ボランティアが活躍し、図書館サービス・読書活動の一助となっています。しかし、中学校は未だに連携がとられていない状況にあります。
8. 小学校は、市民図書館との連携や移動図書館を定期的にご利用し、子どもの身近に本がある環境づくりに努めています。また、「総合的な学習の時間」における、進路、国際理解、福祉、環境など様々な分野について取り組む中で、図書資料を用いた調べ学習が、学校図書館や市民図書館を活用して行われています。

II 市民図書館等における状況

1. 市民図書館とエスポ塩竈を合わせた児童書の所蔵数は71,420冊で、中学生以下の市民一人あたりの所蔵数は約8.5冊です。
2. 市民図書館には「こどもの本のコーナー」のほかに、中高生のための「ヤングアダルトコーナー」があります。また、おすすめの本を紹介する「ポップ募集」やおたよりに掲載する「イラスト募集」など、中高生の図書館利用と参加を促しています。
3. 14歳以下の登録者数は約3,745人で、登録者の約10.4%を占めています。
4. 児童書の貸出数は年間約74,564冊で、平成22年度（92,864冊）以降利用の数が減少傾向にあります。

5. 市民図書館とエस्प塩竈では、おはなし会やブックトーク・ビブリオバトル、本の福袋など、幼児から中学生の読書に親しんでもらう事業を数多く行っており、読み聞かせボランティアの活動もたいへん盛んになっています。
6. 市民図書館・エस्प塩竈では毎月、「プクちゃんつうしん」「本の杜」「エस्पキッズ」「Way」を発行して本の紹介をしている他、学校の長期休業前には学年に適した本のリストを作成し、市内の全児童・生徒に配布しています。
7. 移動図書館「プクちゃん号」は約2,000冊を積んで、市内13ステーションを1ヶ月2ローテーション程度巡回しています。小学校は4校（第二・第三・杉の入・月見ヶ丘）がステーションになっています。

Ⅲ 地域における状況

1. 児童館、子育て支援センター、保育所、幼稚園では日常の活動や保育の中で読み聞かせを行っています。塩竈市公私立保育研究会では、「親子でえほんを楽しむためのよりよい環境の在り方」として調査・研究を進めました。具体的には、親子行事や懇談会などでの読み聞かせや「これ、読んで」「カモメ文庫」などのおたより発刊、また、本の貸し出しコーナーを設置し、本に親しむ環境整備に取り組んでいます。
2. 読み聞かせのボランティア団体が、市民図書館、エस्प塩竈、児童館、子育て支援センター、保健センターと連携し、「おはなし会」を行い、活躍しています。

第2章 第一次計画からの課題

1. 概要

これまで平成24年度に策定された「塩竈市子どもの読書活動推進計画」（以下、第一次計画）に基づき、家庭、小・中学校、保育所・児童館などの教育機関、市民図書館・生涯学習センター・子育て支援センターなどの生涯学習・社会教育関係機関等それぞれの場で、第一次計画の効果的な推進のために、お互いの協力と連携による総合的な取組と図書事情に基づく広報・啓発活動を進めてきました。

2. 数値目標の達成状況

第一次計画で示した数値目標とその達成状況は、以下のとおりです。

○不読率の減少

1か月間に全く本を読まない児童生徒の割合を下げ、県平均値を目指します。

校種	H21 年度実績	H26 年度実績	全国平均 (H26 年結果)	第1次計画目標 (H24 年度)
小学生	17.8%	9.4%	5.3%	6.2%
中学生	17.0%	19.6%	16.9%	12.7%

小学校については、前回調査実績（平成21年度実績）に比べ8.4%改善しましたが、第一次計画で掲げた目標値にはおおよびませんでした。

中学校については、前回調査実績・第一次計画目標値におおよびませんでした。

○平均読書冊数の増加

児童生徒の1か月間の読書冊数を増やし、県平均値を目指します。

校種	H21 年度実績	H26 年度実績	全国平均値 (H26 結果)	第1次計画目標 (H24 年度)
小学生	5.3冊	7.1冊	11.4冊	10.0冊
中学生	3.0冊	2.9冊	3.9冊	4.2冊

小学校については、前回調査実績（平成21年度実績）に比べ若干改善しましたが、第一次計画で掲げた目標値にはおおよびませんでした。

中学校については、前回調査実績から横ばいであり、第一次計画で掲げた目標値にはおおよびませんでした。

第3章 第二次計画の基本的な取組

1. 計画の目的

第一次計画（平成24年4月策定）における取組や課題の検証を踏まえ、第二次計画では、塩竈のすべての子どもが心豊かで健やかに成長し、人生を自分らしく、より深く生きていくために、子どもが読書を楽しむことができる“より良い環境”を作ることを目的とします。

2. 基本的方策

第二次塩竈市子ども読書推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいた国及び宮城県の推進計画を基本とし、本市における子どもの読書活動の状況を踏まえ、子どもの自主的な読書活動の推進のための方策と取組を策定するものです。子どもたちが読書を楽しむための“より良い環境”を作るためには、家庭、学校、図書館、地域等それぞれの場の役割が重要です。本計画においては、第一次計画との系統性を持たせながら、読書環境を「機会」「設備」「理解と関心」と捉え、それぞれの場における具体的な施策を明らかにします。

さらに、本計画の効果的な推進のためには、学校、地域、行政における協力と連携による総合的な取り組みが重要であることから、本市の図書事情に基づいた連携・協力体制と広報啓発の方法について以下のように推進していきます。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

子どもが自発的かつ継続的に読書するために、読書の楽しさを経験することが必要であることから、好きな本に出会える場の設定を増やします。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

子どもが読書を楽しむために、それぞれの成長や発達段階に応じた本を自由に選択できるよう、豊かな資料や利便性の良い施設・設備の充実に努めます。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

学校、児童館、保育所（園）、市民図書館、エスポなどの関係機関が連携・協力し、読書の楽しさや大切さについての理解と関心を啓発します。

3. 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年とし、第五次塩竈市長期総合計画（～平成32年度）の見直しに併せ改訂するものとします。

4. 数値目標

○不読率の減少

1か月に全く本を読まない児童生徒の割合を下げ、県平均値に近づくよう努めます。

	H26年度実績		H32年度目標
小学校	9.4%	→	7.6%以下
中学校	19.6%	→	14%以下

○平均読書冊数の増加

児童生徒の1か月間の読書冊数を増やし、県平均値に近づくよう努めます。

	H26年度実績		H32年度目標
小学校	7.1冊	→	9.6冊
中学校	2.9冊	→	3.9冊

第4章 推進のための具体的な取組

1. 家庭における取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭における役割は非常に重要であると考えます。家庭での本の読み聞かせは、言語の獲得や豊かな心情を形成するばかりか、将来の読書習慣の基礎を形成する上においても欠くことができません。そこで、学校、市民図書館、エस्प塩竈、そして地域からの様々な事業や情報発信を促していきます。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

学校・市民図書館・エस्प塩竈において、教職員、図書館・エस्प職員、図書ボランティアの連携と協力を得ながら、「おはなし会」「ブックトーク」等の読書に関わる事業提供を図り、本の楽しさを体感することで家庭での自力読書へ向かうきっかけづくりとなるよう努めます。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

子どもたちが様々な本と出会い、楽しみ、役立てることができるように、乳幼児から青少年までの年代に適した図書や関係資料の充実を進めます。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

家庭での読み聞かせを推進するために、乳幼児健診（7ヵ月、2歳6ヵ月）や子育て支援センター等の乳幼児と保護者が集まる場で、市民図書館職員や読み聞かせボランティアによるえほんの読み聞かせを行います。また、併せて「赤ちゃんえほんリスト」の配布や図書館やエस्प等の利用等の情報提供を行います。学校では、楽しく読書することが子どもの健やかな成長にとって重要かつ有効であることを保護者に理解してもらえるように、家庭へのおたよりを通じて啓発します。

家庭で
できること

家庭で読書を楽しむ時間をつくりましょう。
図書館や本屋で子どもと一緒に本をえらびましょう。
面白かった本の話子どもにしましょう。
子どもが好きな本を読んであげましょう。

2. 学校における取組

「教育基本法」において、普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられています。子どもの読書を推進する上で、学校の果たす役割の重要性を十分に認識し、各学校の教職員が一体となって取り組んでいます。同時に、市民図書館と学校図書館の連携を強化し、蔵書の充実やサービスの向上を図っていきます。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

①読書時間の確保と読書機会の充実

小中学校においては、教科学習の中で読書活動が行われており、子どもの読書習慣の形成に努めています。すでに市内の全小中学校においては「朝読書」活動に取り組んでおり、週数回から毎日実施しています。今後も継続的に実施していけるよう努めていきます。

②おはなし会やブックトークの実施

本の楽しさを体感でき、自力で読書へ向かうきっかけづくりとなるよう「おはなし会」や、読書意欲を高める「ブックトーク」を実施し、読書活動を支援しています。

③計画的な調べ学習の実施

学校図書を有効に活用することを意図として、「総合的な学習の時間」等の計画的な調べ学習における図書資料の活用を促しています。自ら課題を設定し、課題解決する力を資料の読解を通じて身につけようとしています。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

①学校図書館の整備・充実

子どもの豊かな読書活動を保障するためには、多様な興味・関心に応えることのできる魅力ある図書の整備と充実を図る必要があります。第一次計画以降、計画的に学校図書の購入を進めています。

②学校図書館担当者の充実

学校図書館の運営向上のため、司書教諭や学校図書事務員の配置を努めてきました。また、学校図書館担当者の研修の機会を市民図書館等の協力

を得て実施し、資質向上を目指しています。

③学校図書館と市民図書館の連携強化

市民図書館担当者と学校図書館担当者との連絡会を設け、情報の共有化を図ると共に、図書資料の相互利用についても検討しています。特に、市民図書館からの団体貸出や「出前おはなし会」の活用など、市民図書館との連携と協力を強化しています。

④ボランティアとの協力

学校図書館の図書整理、環境整備、読み聞かせなど、学校図書ボランティアとの協力関係をつくっています。子どもが利用したい学校図書の環境づくりを推進するために、多様な経験を有する地域住民や保護者の協力を得ることができ、学校図書の創意工夫を図ってきました。

⑤学校図書館の情報化

児童生徒用コンピュータの設置及びインターネット接続については、調べ学習等の充実を図ることを目的として、その整備を進めています。しかし、学校図書館へのコンピュータの設置及びインターネット接続が未整備です。これらの整備を早急に進め、図書の検索・貸借を可能にすることで、子どもの興味・関心に応えることのできる図書のさらなる充実を図ります。

⑥東日本大震災後の役割

学校図書館は子どもたちにとって、心安らぐ場所でもあります。震災によって影響を受けた子どもたちの心のケアをする場として位置づけています。また、震災の影響や経験を風化させないために、震災に関する資料の保存、管理をすると共に、資料を活用して学習に努めこれからの災害に対応できる力を養うようにしています。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

①家庭への啓発

楽しく読書することが子どもの健やかな成長にとって重要かつ有効であることを保護者等に理解してもらえるように、家庭へのおたよりやPTA等の懇談会を通じて啓発を行っています。

3. 市民図書館等における取組

市民図書館は地域の読書の拠点となる施設です。子どもの読書の推進、さらには市民全体の読書を推進する上で大きな役割を担っています。図書館では、豊富な本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができます。必要な情報を収集し活用することもできます。

家庭、学校、地域への支援を強化して、総合的な読書の推進を図ると共に、ボランティアや民間団体の協力や連携を図りながら、地域に根ざした広がりのある活動を目指していきます。また、本選びや読書を楽しめる施設として有効活用していただけるよう努めます。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

①読み聞かせ活動の充実

本と出会い、物語の楽しさに触れ、自立読書のきっかけとなる「おはなし会」や、読書意欲を起こさせる読書指導の一つである「ブックトーク」の活動を充実させます。また、学校や保育所、乳幼児健診などでの「出前おはなし会」にも意欲的に取り組んでいきます。

②ボランティアの養成と活動の場の提供

読書ボランティア団体や読書サークルなどの自主的な活動を支援するため、読み聞かせなどの講習会の開催やボランティアと連携して幅広い図書事業を行っていきます。

③テーマ別展示の実施

テーマごとに優れた本を精選し紹介する「テーマ別展示」を実施し、子どもたちが自分の読みたい本に出会い、読書の楽しさを知るための様々な機会を提供します。

④長期休業期間の図書資料の紹介

夏休み、冬休みなどに児童生徒が読書に親しめるよう、図書リストを作成し、学校と連携して配布します。

⑤図書館体験の機会の提供

図書館について理解を深め、利用の促進と本への興味を図るため、図書館見学の受け入れを推進しています。小学生を対象にした1日図書館長体験、中学生の図書館サポーターなどの事業についても検討します。

⑥情報提供の充実

子どもたちに図書館を積極的に利用してもらうために、図書館の存在や役割、利用方法を知ってもらう必要があります。そこで、子どもたちが理解しやすいように、「児童用利用案内」や「ヤングアダルト用利用案内」を作成して配布しています。また、図書館や本に対する興味を喚起し、児童用図書日より「プクちゃんつうしん」、「エस्पキッズ」、中高生用図書館日より「本の杜」を作成し、館内での配布に加え、市内小中学校、公共施設でも配布して、図書館情報や本についての情報発信を行います。

⑦団体貸出の推進

学校や保育所、家庭文庫などへの団体貸出の制度を整備し、学校や地域の読書活動が円滑に行えるよう支援します。

⑧こども向け事業や「読書記録帳」の推進

「本の福袋」「ぬいぐるみのお泊り会」等の事業を実施するとともに、小学生以下の子どもたちに「読書記録帳」を配布し、読書力の向上を図ります。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

①図書資料の充実

子どもたちが様々なジャンルの本と出会い、楽しみ、役立てることができるよう、乳幼児から青少年までの年代に適した図書や関係資料の充実に努めます。また、地域を理解し、地域への愛情を育てるためにも、郷土資料や歴史的資料の収集・保存に努め、提供します。

②児童書担当者の充実

子どもや保護者、市民が読書に関して気軽に相談や質問ができるよう、児童書担当司書を配置しました。専門的知識、能力、技術の向上のために、研修会を設けています。

③学校・エस्पとの連携強化

学校図書館担当者と図書館職員との連携会を定期的に行い、双方の協力体制を築いています。図書館機能を持つエस्पとの図書相互利用などの連携・協力体制の構築により、さらに、資料の有効活用と利便性を拡大します。

④移動図書館（ブックちゃん号）の巡回

地域、保育所、学校等へ移動図書館を巡回させ、なかなか図書館に足を運べない方々に本の貸し出しを促進します。

⑤読書に障がいのある子どもへの支援

障がいの状態に応じた図書資料等の収集、機器の整備に努め、利用促進の方法について検討してきました。

⑥他図書館との連携と協力

宮城県図書館との連携や他市町村図書館との協力関係を強化し、図書の相互貸借等を積極的に進め、十分な資料の提供を行います。

⑦東日本大震災後の役割

震災に関する資料の収集と保存を行い、記憶を風化させないと共に、防災について子どもから大人まで学ぶ機会を提供します。また、おはなし会やワークショップなど、心を触れ合わせる機会をつくり、子どもたちの心のケアに努めます。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

①家庭での読書活動への支援

子どもが本に出会う機会として、ブックスタート事業「えほんデビュー」を実施しているほか、子どもの本について講演会や「読み聞かせ講座」など、家庭での読書活動に役立つ講座を実施し、子どもの読書の重要性がわかる情報を提供しています。また、家庭で子どもの読書環境を整えるためには、大人（保護者）も読書をする習慣が重要であることから、一般向けの図書館だより「しおかぜ」や一般書のテーマ別展示会等で、大人の読書活動を啓発します。

4. 地域等における取組

児童館や子育て支援センター、保育所（園）・幼稚園等、子どもが日常的に過ごす施設も子どもが読書を経験する場として、子どもの読書を推進する役割を担っています。また、定期的な健康診断などで乳幼児や保護者、妊婦が集まる保健センターも、子どもの読書を推進するための重要な施設です。

子どもや保護者への読み聞かせの実施やえほん紹介などを通じて、本への興味を促し、子どもの読書への理解の促進に努めてきました。また、市民図書館やふれあいエスプと連携を深め、子どもたちが多くの本と出会える環境を作っています。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

①読み聞かせ活動の充実

子どもたちの好きなえほんは、保育所・幼稚園にあって、読み聞かせてもらったことがあるえほんがほとんどです。読み聞かせの内容についても読み聞かせたえほんの内容を歌や踊りで表現したりする活動や子どもがゲームを楽しむ感覚で、本の世界で遊びながら、読書指導であるアニメーションなどの新しい取組を研究します。

読み聞かせを終了する時期については、幼児期か小学校1年生の段階で早期に終了する傾向があることから、読み聞かせを望まなくなる時期は個人差があるものの、子どもが読み聞かせを望むのであれば、読み聞かせを継続することが大切と伝えてきました。市民図書館、エスプで行っている職員、読書ボランティアによる「おはなし会」等の充実と子育て支援センター等への拡大、子育て講座等での読み聞かせの講習を積極的に行い、読み聞かせ活動の充実を図っていきます。

②市民図書館・エスプの見学と利用の促進

保育所（園）単位、クラス単位で市民図書館の見学会を行っています。本に対する関心を深め、図書館・エスプ利用の促進と図書館やエスプ等に連れて行けない（行かない）家庭・家族層についても、積極的に広報し、利用の促進に努めます。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

①乳幼児健診時（7ヶ月児健康相談）読み聞かせ・えほん紹介

乳幼児期におけるお父さんやお母さんからのえほんの読み聞かせは、ことばに対する豊かな感性を育てることから、えほんに親しむ環境づくりについて啓蒙してきました。家庭で読み聞かせを推進するためにも、乳幼児

健診や子育て支援センター等の乳幼児と保護者が集まる機会に、市民図書館職員や読み聞かせボランティアを派遣し、えほんの読み聞かせを行っています。

また、併せて「赤ちゃんえほんリスト」の配布や図書館やエस्प等の利用方法等の情報提供を行います。

②えほんなどの図書資料の充実

保育所・幼稚園におけるえほんの蔵書が多くなかったことから、図書購入予算を確保し、計画的に購入してきました。また、市民図書館やエस्पと連携を図り、えほんの団体貸出利用を拡大させ、図書の所管替えなど再利用に努め、図書資料を整備します。

③ボランティアなどの育成

読書ボランティアや民間団体の育成、活動支援策の検討を進め、地域で活動するボランティアの発掘や育成・研修、活動の場を提供し支援しています。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

①講習会・研修会の実施

保育士などの読み聞かせについて、専門の講師や図書館職員などの指導で読み聞かせの技術の向上を図っています。また、保育研究会では読書の有効性や読み聞かせの重要性を研究し、保護者に対してえほんの役割について積極的に啓発していきます。

第5章 効果的な推進のために

1. 連携と協力

子どもの読書の推進については、社会全体の課題であり、子どもを取り巻くあらゆる立場の大人たちの連携と協力が望まれます。特に家庭・学校・図書館・地域は重要な役割を担っており、それぞれの役割を果たしつつ、お互いに関わり合い協力することで、効果的な推進が図られます。

行政内部の連携はもちろん、家庭、学校、ボランティア、市民団体、事業者等、幅広い連携と協力を推進していきます。

①家庭、学校、図書館、地域の連携・協力

学校や図書館・エスポは、家庭へ積極的に働きかけを行い、子どもの読書についての理解や関心を高める努力をします。

図書館・エスポは、学校や地域へ資料提供や情報提供、読書推進事業など、様々な方法で支援をしていきます。

②市民図書館と他の公共図書館との連携、協力

子どもが求める資料を提供するため、宮城県図書館など県内公共図書館、県外公共図書館とのネットワークをさらに拡大し、図書の実質化を図ります。

③事業者との連携、協力

市内事業者に対して、本推進計画の理念に基づき、子どもの健やかな成長に資する書籍の販売等、子どもの読書活動がより一層推進されるように協力を求めていきます。

④その他の関係機関との連携、協力

子どもの読書の推進のために必要な取り組みについて、関係諸機関との連携を図るよう求めていきます。

2. 広報・啓発活動

すべての市民が読書の楽しさを知り、子どもの読書に対する理解と関心を高めることは、施策を推進するための大きな原動力となります。市全体の課題として広報・啓発活動をさらに強化していきます。

①広報媒体の活用

「学校のおたより」「図書館だより」「広報しおがま」など、子どもや家庭に対する啓発資料の作成・配布を行います。また、ホームページ、マスメディアフェイスブックの活用による情報発信を積極的に行います。さらに、新たな広報媒体の研究にも努め、有効に活用します。

②子どもの読書に関する事業の開催

学校や図書館、地域で、読書の楽しさを知るきっかけとなる事業や、本への興味を高める事業を拡充し、子どもの読書機会の提供と、大人の読書に対する理解と関心を高めます。

そのほか、家庭教育に関する事業、子育て支援の一環としての事業などを通じて、子どもの読書を推進する意義を理解してもらうことに努めます。

③学校、図書館、地域等における実践事例の情報提供

子ども読書に関する実践事例を収集し、多くの人に周知、活用してもらえるように、情報提供を積極的に行います。

④「子ども読書の日」「読書週間」「文字・活字文化の日」の活用

「子ども読書の日」(4月23日)、「読書週間」(10月)、「文字・活字文化の日」(10月27日)は、各自治体・施設・団体との連携により全国的に行われることから、図書館やエスポでは、「おはなし会」「ブックトーク」などの事業を幼児から中学生を対象に開催すると共に、「図書館がおすすめするおもしろい本のリスト」を市内小中学校に配布し、本の楽しさや図書館、エスポの利用を高める活動を、今後も推進していきます。

第6章 重点事業

子どもが読書を楽しむことができるより良い環境を整えるための重点事業を実施します。

(1) 学校図書館資料の充実

学校図書館の蔵書について、量と質を充実させ、学校における子どもの読書環境の向上を目指します。

①蔵書数

文部科学省が定める学校図書館図書標準を目指し、達成率90%以上を目標とします。標準に達している学校においても、適切な更新を行いながら蔵書数の維持・管理に努めます。

②蔵書の更新

「学校図書館図書廃棄基準」（全国学校図書館協議会制定）に基づき、蔵書を点検・評価し、古書の廃棄や、蔵書構成・内容の充実に努めます。

- ・ 百科事典・専門事典（刊行後10年を経過したもの）
- ・ 地図帳・地誌資料（刊行後5年を経過したもの）
- ・ 技術書・時事問題関係書（刊行後3年を経過したもの）

(2) 学校図書館員、ボランティアの充実

子どもたち学校図書館の利用を拡大し読書量を増やすために、学校図書館の図書の貸出・返却、予約対応、レファレンス対応、授業で使用する資料の手配や、図書の発注、台帳記入、分類作業、修理・製本、点検・評価などの学校図書館の業務を行う職員を継続して配置し、図書全般の整備にあたります。

また、学校図書館ボランティアの数が不足していることから、育成や活動の調整も行い、市民との協働による学校図書館員の充実を図り、サービスの向上を目指します。

(3) 学校図書館の資料情報のデータベース化

資料情報をデータベース化して、貸出・返却・予約・レファレンスなどに迅速に対応するとともに、市民図書館との資料ネットワークを進め、資料の有効活用を図ります。

	学校数	H26 年度実績	H32 年度目標
小学校	7校	5校 (71.4%) →	7校 (100%)
中学校	5校	1校 (20.0%) →	5校 (100%)

(4) 市民図書館・エスプと学校の連携

市民図書館と学校との連携を強化し、資料と人的な交流を図ることで、総合的な読書環境の向上を目指します。

①情報の共有化

- ・連絡会の実施 1回 → (H32) 2回/年

②小中学校への団体貸出の拡大

- ・貸出点数 (H25) 2,337冊 → (H32) 2,500冊

③事業協力

- ・出前おはなし会
- ・施設見学の実施
- ・職場訪問の実施

(5) 市民図書館の移動図書館（プクちゃん号）の継続

学校など市内のステーションを巡回して図書館サービスを提供している移動図書館「プクちゃん号」の運行を継続して行います。また、利用者サービスの創意工夫により、魅力を向上させ利用者の拡大に努めます。

- ・4コース（12ステーション）
- ・2週間に1度

参 考

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第104号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。